

平成26年8月1日

入札制度の変更について

平成26年10月1日から、工事案件について、次のとおり入札制度を変更しますので、入札の参加に当たっては御留意ください。

予定価格、低入札価格調査基準額及び最低制限価格の公表の取扱いについて

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する指針」（平成23年8月9日閣議決定）に基づき、適正価格での契約の推進と建設業の健全な育成の観点から、建設工事・修繕工事案件の予定価格及び、低入札価格調査基準額又は最低制限価格（以下「予定価格等」という。）の公表方法について、平成26年10月1日以降に公告または指名通知を行う建設工事及び修繕工事案件から、予定価格等の公表方法を次のとおり変更します。

〔変更前〕：

経過措置として、一部の建設工事・修繕工事案件で**事前公表**



〔変更後〕：

平成26年10月1日以降

建設工事・修繕工事案件の予定価格等を原則として**事後公表**とする。